○ひたちなか市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成24年12月25日

規則第32号

（趣旨）

第１条　この規則は，都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行に関し，必要な事項を定めるものとする。

（認定申請書に添付する図書）

第２条　省令第41条第１項に規定する市長が必要と認める図書は，次の各号に掲げる場合に応じ，それぞれ当該各号に定める図書とする。

(1)　法第54条第１項第１号に掲げる基準に適合する旨を証する書面（当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）又は指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第１項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）の業務を実施している登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）が交付したものに限り，当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関の業務を実施している登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り，当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては指定確認検査機関の業務を実施している登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関の業務を実施している登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の交付を受けた場合　当該書面

(2)　建築基準法第６条第１項又は第６条の２第１項に規定する確認済証の交付を受けた場合　当該確認済証の写し

(3)　法第54条第２項（法第55条第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出があり，当該申出に係る法第53条第１項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）に建築基準法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定を要するものとされる部分が含まれていない場合　建築基準法第６条第１項（同法第87条第１項において準用する場合を含む。）に規定する確

認の申請書（以下「確認申請書」という。）の正本１部及び副本１部

(4)　法第54条第２項の規定による申出があり，当該申出に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第６条の３第１項に規定する構造計算適合性判定を要するものとされる部分が含まれている場合　確認申請書の正本１部及び副本２部

（計画の通知）

第３条　法第54条第３項（法第55条第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知は，計画通知書（様式第１号）に確認申請書を添えて建築主事に行うものとする。

（認定申請の取下げ）

第４条　法第53条第１項の規定による認定の申請又は法第55条第１項の規定による変更の認定の申請をした者は，当該申請について認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは，取下届（様式第２号）の正本１部及び副本１部を市長に提出しなければならない。

２　市長は，前条の通知を行った場合で前項の取下届の提出があったときは，取下通知書（様式第３号）により建築主事に通知しなければならない。

３　第１項の取下届の副本は，申請書の副本とともに申請をした者に返還するものとする。

（報告）

第５条　法第55条第１項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は，法第56条の規定により低炭素建築物の新築等の状況の報告を求められた場合には，状況報告書（様式第４号）により，報告内容を説明するための図書を添えて，市長に報告するものとする。

（取消しの通知）

第６条　市長は，法第58条の規定により認定を取り消した場合は，認定取消通知書（様式第５号）により認定建築主に通知するものとする。

付　則

この規則は，公布の日から施行する。

付　則（平成26年規則第１号）

この規則は，平成26年４月１日から施行する。

付　則（平成29年規則第３号）

この規則は，平成29年４月１日から施行する。

付　則（令和３年規則第56号）

（施行期日）

1　この規則は，令和３年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの様式による用紙については，当分の間，所要の補正をした上，なお使用することができる。

付　則（令和６年規則第11号）

この規則は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める日から施行する。

(1)　第２条第３号及び第４号の改正規定並びに様式第５号の改正規定　公布の日

(2)　第２条第１号の改正規定（「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能等の向上に関する法律」に改める部分に限る。）　令和６年４月１日

(3)　第２条第１号の改正規定（「第15条第１項」を「第14条第１項」に改める部分に限る。）　脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第69号）の施行の日

様式第１号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

計画通知書

建築主事　　殿

ひたちなか市長　　㊞

都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項（同法第５５条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出がありましたので，同法第５４条第３項（同法第５５条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき下記のとおり低炭素建築物新築等計画を通知します。

記

１　低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号
第　　号

２　低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日
年　　月　　日

３　申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び申請者の氏名又は名称

４　認定に係る建築物の位置

５　添付書類　確認申請書（正本及び副本（　）部）

様式第２号（第４条関係）

取下届

年　　月　　日

ひたちなか市長　　殿

申請者　住所
　　氏名
　　（法人にあっては，主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

下記の申請を取り下げたいので，ひたちなか市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第４条第１項の規定に基づき届け出ます。

記

１　低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号
　　第　　号

２　低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日
　　年　　月　　日

３　認定に係る建築物の位置

４　取下げの理由

様式第３号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

取下通知書

建築主事　　殿

ひたちなか市長　　㊞

下記の申請は，申請者により取り下げられたので，ひたちなか市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第４条第２項の規定に基づき通知します。

記

１　低炭素建築物新築等計画の認定申請受付番号
第　　号

２　低炭素建築物新築等計画の認定申請受付年月日
年　　月　　日

３　申請者の住所又は主たる事務所の所在地及び申請者の氏名又は名称

４　認定に係る建築物の位置

様式第４号（第５条関係）

状況報告書

年　　月　　日

ひたちなか市長　　殿

報告者　住所
氏名
（法人にあっては，主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

下記の件について，都市の低炭素化の促進に関する法律第５６条の規定に基づき，低炭素建築物の新築等の状況について報告を求められた事項について報告します。

記

１　低炭素建築物新築等計画の認定番号
第　　号

２　低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年　　月　　日

３　認定に係る建築物の位置

４　報告概要

様式第５号（第６条関係）

認定取消通知書

第　　号
年　　月　　日

殿

ひたちなか市長　　㊞

都市の低炭素化の促進に関する法律第５８条の規定に基づき，下記の認定を取り消したので通知します。

記

１　取り消す認定の認定番号等

認定番号		認定年月日	年　月　日
確認番号※	第　　号	確認年月日※	年　月　日
建築主事の氏名※			

※　都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第４項において準用する建築基準法第１８条第３項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

２　認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地

３　認定建築主の氏名又は名称

４　認定に係る建築物の位置

５　取消しの理由

（教示）

様式第１号（第３条関係）

様式第２号（第４条関係）

様式第３号（第４条関係）

様式第４号（第５条関係）

様式第５号（第６条関係）